

令和7年度第1回
一般競争入札による市有財産売払い募集

応募要領

令和8年1月
常滑市

申込みの受付期間

令和8年1月16日（金）～ 令和8年2月5日（木）

入札日時

令和8年2月17日（火）午前9時30分

目 次

○応募要領	
1 入札物件	1
2 物件にかかる参加者の承諾事項	1
3 売買物件に付す主な特約	2
4 入札参加の資格	3
5 入札参加申込みの方法	3
6 入札保証金の納付	4
7 入札の方法	5
8 契約に必要な書類等の提出	6
9 契約の締結	7
10 契約保証金及び売買代金の納付	7
11 所有権の移転及び物件の引渡し等	7
12 その他注意事項	8
○物件調書	
・物件番号7-1	10
・物件番号7-2	13
・物件番号7-3	15
○様式等（記入例）	
・一般競争入札による市有財産売払い募集 参加申込書兼誓約書（様式第1号）	18
・役員名簿（様式第2号）	20
・委任状（様式第3号）	22
・入札書（様式第4号）	23
・市有財産売買契約書（案） 物件番号7-1	24
・市有財産売買契約書（案） 物件番号7-2	28
・市有財産売買契約書（案） 物件番号7-3	32
○（参考）各物件の測量図等の写し	
・物件番号7-1	38
・物件番号7-2	42
・物件番号7-3	46

この冊子内の応募要領、物件調書、各種様式等及び（参考）各物件の測量図等については、市有財産売買契約書（案）記載の応募要領の範囲に含まれます。

令和7年度第1回一般競争入札による市有財産売払い募集 応募要領

常滑市が行う「令和7年度第1回一般競争入札による市有財産売払い募集」の参加に当たっては、本応募要領をよくお読みの上で参加してください。

1 入札物件

(1) 入札物件

物件番号	所在	地目	現況	実測地積	予定価格
7-1	新開町1丁目53番	宅地	建物付き	182.20 m ²	1,110万円
7-2	原松町2丁目162番、163番	宅地	更地	396.48 m ²	2,000万円
7-3	原松町2丁目193番、194番	学校用地 宅地	建物付き	3,912.04 m ²	1億2,000万円

入札物件（以下「物件」という。）の詳細については、物件調書をご確認ください。なお、物件調書は、参加者が物件の概要を把握するための参考資料として調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、記載事項は現時点で変更されている場合もあります。参加者は、必ずご自身で諸規制及びインフラ等の状況を確認してください。現状と差異が生じた場合には、現状が優先されます。

<注意事項>

- 物件番号7-1については、建物（建物内外の工作物及び備品を含む。）付きの物件です。予定価格には、土地価格だけでなく建物価格も含まれています（予定価格の内訳比率は、土地91.4%、建物8.6%です。）ので、落札価格の建物価格相当分（落札価格の8.6%）については、消費税及び地方消費税相当額が別途かかります。また、建物は耐震性能を有していない場合がありますので、建物をそのまま使用される場合は、改修等の対応をした上で使用してください。なお、引渡し後に自然損耗や経年変化等を原因として不具合や故障等が判明した場合でも、その補修等の費用を本市では負担しません。
- 物件番号7-3については、建物（建物内外の工作物及び備品を含む。）付きの物件です。建物を解体撤去することが条件となるため、予定価格は建物の解体撤去経費を控除した額となっています。また、土地利用に当たっては、戸建て住宅用地として宅地造成の上、分譲販売することが条件となります。

(2) 現地説明会の実施

現地説明会は行いません。物件調書の位置図により、必ず現地を確認してください。なお、現地を確認する際は、近隣住民の方の迷惑にならないようご配慮をお願いします。

<注意事項>

- 現地確認の際に起きた事故等について、本市は一切責任を負いません。
- 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において事前に現地及び諸規制について調査確認してください。

2 物件に係る参加者の承諾事項【重要事項・必ず内容をご確認ください】

入札の参加に当たっては、参加者は契約後に引き渡された物件について、以下のことを確認及び承諾したものとします。

- ・物件は、現状有姿（あるがままのかたち）での引渡しとなります。従って、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装等）及び樹木等を含みます。
- ・物件に越境物がある場合についても、現状有姿での引渡しとなります。本市では越境物を解消するための交渉や手続きを行いませんので、相隣関係で話し合ってください。
- ・物件内に電柱等がある場合、当該電柱等の位置変更等の交渉や手続きを本市では行いません。
- ・物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等を行いません。
- ・建物を建築する場合には、建築基準法等による法的な規制や遵守事項があります。建物の設計のときには、あらかじめ建築可能な規模等を調査していただく必要があります。建築基準法や都市計画法等、建物建築に関連した法令に基づく各種制限の確認は、参加者の責任において行うこととなります。（問い合わせ先：常滑市役所都市計画課 TEL：0569-47-6123）
- ・落札者は入札後、本応募要領、入札公告及び市有財産売買契約書（案）並びに物件調書、物件の現況等について異議を申し立てること、又は内容の変更を申し出ることとはできません。現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- ・買受人は契約の締結後、物件に地下埋設物、地盤の強度不足及び土壌汚染等のいかなる事由を発見しても、これらを理由としたいかなる請求もすることはできません。引渡し後の地盤調査・土壌汚染又は地中埋設物の調査及びそれらの撤去、上下水道・電気・ガス等の工事及び利用申請、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移転、乗入設置、側溝整備の工事等、引渡し後に物件の利用に必要な各種の手続きや工事に必要となる費用の一切は買受人の負担となります。
- ・物件に係る常滑市地震ハザードマップ及び常滑市風水害ハザードマップの被害想定（ハザードマップが、物件において災害時に被害がないこと等を保証するものではないことを含む。）

3 売買契約に付す主な特約【重要事項・必ず内容をご確認ください】

売買契約には次の特約を付しますので、買受人はこの定めを遵守してください。詳しくは市有財産売買契約書（案）を確認してください。

(1) 契約不適合責任の免責

買受人は物件の引渡し後、物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを証明した場合であっても、契約不適合を理由として履行の追完、売買代金の減額、損害賠償及び契約の解除を請求することはできません。ただし、買受人が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合は、この限りではありません。

(2) 禁止用途

物件を次の用途で使用する事又はこれらの用途で使用されることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは第三者に貸してはなりません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業

(3) 実地調査

本市が必要であると認めるときは、買受人に対して参考となるべく資料の提出を求める場合や物件の実地調査等を行う場合がありますが、買受人には協力義務があります。

(4) 建物等の解体撤去条件（物件番号7-3のみ）

所有権移転の日から3年以内に、物件上に存する建物を解体撤去しなければなりません。

(5) 土地利用条件（物件番号7-3のみ）

所有権移転の日から10年以内に、物件を戸建て住宅用地として宅地造成し、分譲販売を開始しなければなりません。

(6) 違約金

上記(2)に違反した場合は売買代金の3割に相当する額、上記(3)に違反した場合は売買代金の1割に相当する額を違約金として本市にお支払いいただきます。なお、物件番号7-3のみ、上記(4)(5)に違反した場合についても売買代金の3割に相当する額を違約金として本市にお支払いいただきます。

(7) 買戻特約（物件番号7-3のみ）

上記(2)(4)(5)に違反した場合は、本市が物件を買い戻すことができる旨の買戻しの特約の設定登記を行います。なお、買い戻すことができる期間は所有権移転の日から10年とします。

4 入札参加の資格

入札に参加できるのは、個人又は法人です。ただし、次に掲げる方は参加することができません。なお、2名以上の連名（共有）の参加も可能ですが、連名（共有）者全員が参加資格を有している必要があります。

- ・市税に滞納がある者（参加者に納税義務がある全税目）
- ・売買代金を契約書に基づき一括納入できない者
- ・未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人、又は破産者で復権を得ない者
- ・「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月1日付け常滑市長、常滑市教育委員会教育長及び常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者
- ・その他市長が入札に参加させることが不適当と認めた者

<注意事項>

- ・市税の滞納状況について、本市への納税義務がない場合は今年度の住民税の課税自治体（法人の場合は本社所在地）に対して滞納がないこととします。
- ・同一世帯の方が、別々に同じ物件に入札参加することはできません。
- ・入札参加資格の確認を行うために本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、その旨ご了承ください（参加者が法人の場合、役員等を含みます。）。

5 入札参加申込みの方法

この入札に参加するためには、**事前に申込みが必要です**。受付期間内に受付場所へ参加申込書類を**直接持参**してください（来庁日時はあらかじめ電話連絡にて予約してください。）。

郵送、電話、ファックス、電子メール等による申込みはできません。

(1) 申込みの受付期間及び受付場所等

受付期間	令和8年1月16日（金）から令和8年2月5日（木）まで （土日、祝日は除く。）
------	--

受付時間	午前9時00分から午後4時15分まで
------	--------------------

受付場所 常滑市役所3階 総務部総務課 用地管理チーム
電話 0569-35-5111 (内線 3233) 0569-47-6121 (ダイヤルイン) ※上記番号へ電話していただき、必ず予約を入れてからご来庁ください。

(2) 提出書類

申込みにあたっては、以下の書類を提出してください。

- ① 一般競争入札による市有財産売払い募集 参加申込書兼誓約書 (以下「申込書兼誓約書」という。) [様式第1号]

※記入例を参考として、必要事項を記入・押印(登録印)してください。

- ② 役員名簿(法人の場合のみ) [様式第2号]

- ③ 市税に滞納がないことを証明する文書(本市に納税義務がない方のみ)

<個人の場合>

今年度の住民税の課税自治体の滞納なし証明書

<法人の場合>

本社所在地の自治体の滞納なし証明書

※常滑市税の納付状況は、申込書の承諾事項として本市で調査させていただきます。

申込書兼誓約書に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返ししません。

(3) 受取書類

申込書兼誓約書は、受付後に写しをお渡しします。入札会場へ来場される場合に必要となりますので、大切に保管してください。また、入札時に使用する入札書提出用封筒についてもお渡しします。

(4) 所有権を共有としたい場合

所有権の共有を希望される場合は、必ず共有予定者全員分の申込書兼誓約書を取りまとめて、同時にお申込みください。申込書兼誓約書は、原則として代表者が持参するものとし、共有者全員の来庁は必須としません。なお、共有と単有を二重で申し込むことはできません。

(5) 代理人が参加申込みする場合

代理人が参加申込み(申込書兼誓約書の提出)する場合は、様式第3号の委任状を提出してください。なお、委任者及び代理人の印は、登録印で押印ください。

<注意事項>

- ・「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月1日付け常滑市長、常滑市教育委員会教育長及び常滑警察署長締結)に基づく排除措置を受けている方は、代理人になることができません。
- ・代理人資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、その旨ご了承ください(代理人が法人の場合、役員等を含みます。)

6 入札保証金の納付

(1) 入札保証金の納付

入札に参加される方は、入札に先立ち入札金額の100分の5以上の入札保証金を本市に納付していただきます。

(2) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者以外の方には入札完了後に還付します。落札者の入札保証金は、売買契約後に還付します。なお、落札者が契約を締結しない場合には、本市に帰属することとなります。また、入札保証金には利息を付しません。

(3) 入札保証金の充当

買受人からの申し出により、入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。

7 入札の方法

(1) 入札会場への入場

入札に参加される方又はその代理人の方は、必ず入札時刻までに会場へお越しください。開始時刻になりましたら、全参加者に対して本入札の流れについて説明を行った後、物件番号7-1、7-2、7-3の順に入札を行います。開始時刻を過ぎますと、いかなる理由があっても会場には入場できませんのでご承知おきください。

(2) 入札の日時及び会場

入札日時	令和8年2月17日(火) 午前9時30分
入札会場	常滑市役所3階 委員会室(開場:午前9時00分)
控室	常滑市役所3階 会議室

(3) 入札に必要な書類等

- ① 入札書[様式第4号]
- ② 入札書提出用封筒(申込時にお渡しします。)
- ③ 申込書兼誓約書の写し
- ④ 委任状(申込時の委任状にて入札も委任している場合は省略可)
- ⑤ 登録印(代理人により入札される場合は、提出した委任状の代理人の印)
- ⑥ 本人確認のできる書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

(4) 入札書についての注意事項

入札書に係る作成要領は以下のとおりです。詳細は入札心得書をご確認ください。

提出書類の作成要領

① 入札書

様式第4号の入札書に入札金額及び必要事項を記入してください。

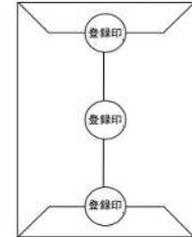
<注意事項>

- ・入札者本人が入札を行う場合は、入札者欄に入札者本人の住所・氏名(法人の場合は法人の所在地、法人名及び代表者名)を記入し、登録印で押印してください。また、共有希望で入札を行う場合は、入札参加申込時に定めた代表者の住所・氏名(法人の場合は前記同様)を記入し、登録

印で押印してください。

- ・代理人の方が入札を行う場合は、入札者欄及び代理人欄に記入の上、代理人欄に代理人の印を押印してください（入札者欄に入札者本人の印を押印する必要はありません。）。代理人の印は、提出した委任状の代理人の印（登録印）を使用してください。
- ・金額記入には、算用数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。
- ・ボールペン等（書いた文字が消えないもの）で記入してください。
- ・入札金額を訂正したい場合は新たに書き直してください（金額の訂正は訂正印の押印があっても無効となります。）。

<入札書提出用封筒・裏面>



② 入札書提出用封筒

入札書提出用封筒には、必要事項を記入した上で、入札書のみを入れて封かんし、封印をしてください。糊付けによる封かんがされていないものは無効です。封印には、入札書に押印したものと同一登録印（代理人の場合は、「代理人使用印」）を使用し、封筒の継ぎ目3か所に押印してください。封印の無いものは無効です。

(5) 落札者（買受人）の決定方法

有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が本市の定めた予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した方を落札者とします。落札者となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。物件に対して入札参加申込者が1名のみの場合、該当物件については入札を行わず、予定価格にて売却を行う場合があります。

(6) 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- ・入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者を含む。また、代理人に代理人資格がない場合を含む。）の入札
- ・委任状が提出されていない場合の代理人による入札
- ・指定した様式以外の入札書による入札
- ・入札書の記入事項が不明な入札又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- ・一人で2通以上（代理の場合も含む。）の入札書を提出した入札
- ・入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
- ・ボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記入事項を記入した入札
- ・予定価格を下回る金額による入札
- ・封かんがされていない又は所定の箇所に押印がされていない入札書提出用封筒による入札
- ・入札に関し不正の行為をした者の入札
- ・その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 開札結果

開札は入札後速やかに実施し、開札結果については入札者全員分の入札金額を発表します。

8 契約に必要な書類等の提出

落札者は、速やかに契約に必要な書類を提出いただきます。また、提出書類は発行日から3か月以内のものとしてください。なお、共有で申し込んだ場合は、共有者全員分の必要書類を提出してください。

(1) 落札者の住所等を証する書類

<個人の場合>

住民票の写し(世帯全員) [本籍・個人番号(マイナンバー)の記入のないもの]

<法人の場合>

登記事項証明書(現在事項証明書)

(2) 登録された実印の証明書

<個人の場合>

印鑑登録証明書

<法人の場合>

印鑑証明書

9 契約の締結

落札者は、令和8年3月19日(木)までに本応募要領に添付の市有財産売買契約書(案)により、買受人として本市と市有財産売買契約を締結しなければなりません。なお、市有財産売買契約書(本市保管のもの1部)に貼付する収入印紙及び所有権移転登記(物件番号7-3については買戻特約設定登記も含む。)に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

<注意事項>

- ・契約は、申込書兼誓約書に記入された名義で行います。
- ・落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。
- ・本市がやむを得ないと認める理由があるときは、契約締結期限を延長する場合があります。
- ・落札者が、契約締結の前に自身の負担により物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等の実施を希望する場合には、その実施に必要な期間について、契約締結期限の延長協議に応じます。なお、それらの調査結果を踏まえた契約締結の辞退は可能ですが、調査結果を要因とした売買代金の減額及び調査費用の負担等いかなる請求も本市へ行うことはできません。

10 契約保証金及び売買代金の納付

売買代金の納付は、契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上を現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証した小切手により納付し、残金は契約の日から30日以内(30日を経過した日が閉庁日の場合はその翌開庁日まで)に納付していただきます。

<注意事項>

- ・納付期限までに売買代金の残金の支払いが行われなかった場合、契約が解除され、契約保証金は本市に帰属します。
- ・契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。
- ・売買代金の分割納付はできません。

11 所有権の移転及び物件の引渡し等

売買代金が全額納付されたときに、物件の所有権は買受人に移転し、同時に現状有姿で物件の引渡しがあったものとします。所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後、本市にて行います。所有権移転登記が完了次第、買受人に登記識別情報通知をお渡しします。

<注意事項>

- ・所有権の移転登記は、公簿地積で行います。実測地積と公簿地積との間に不一致が生じている場

合でも、本市は地積更正登記をする義務を負いません。

- ・金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に連件で抵当権設定登記の同時申請が必要な場合は、事前にご相談ください。
- ・共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行います。
- ・買受人は、物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ・物件の取得に伴い買受人を義務者として課される公租公課は、買受人の負担となります。
- ・物件の引渡しに係る本市の隣地との境界明示義務は、地積測量図に記載の座標値によるものとなります。

1.2 その他注意事項

- ・本応募要領に定めのない事項は、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。
- ・入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問い合わせには一切お答えできません。
- ・本入札は、予告なく中止又は内容変更をする場合があります。

物件調書

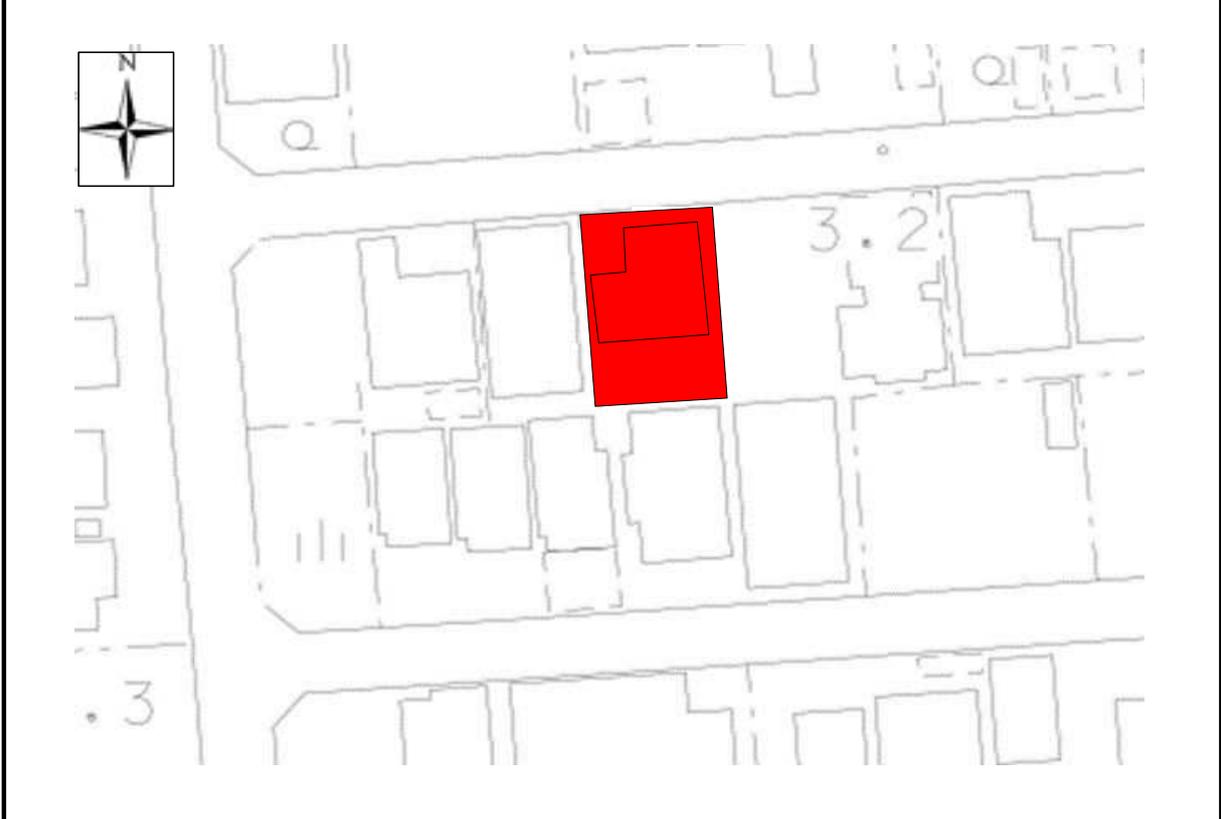
物件番号

7-1

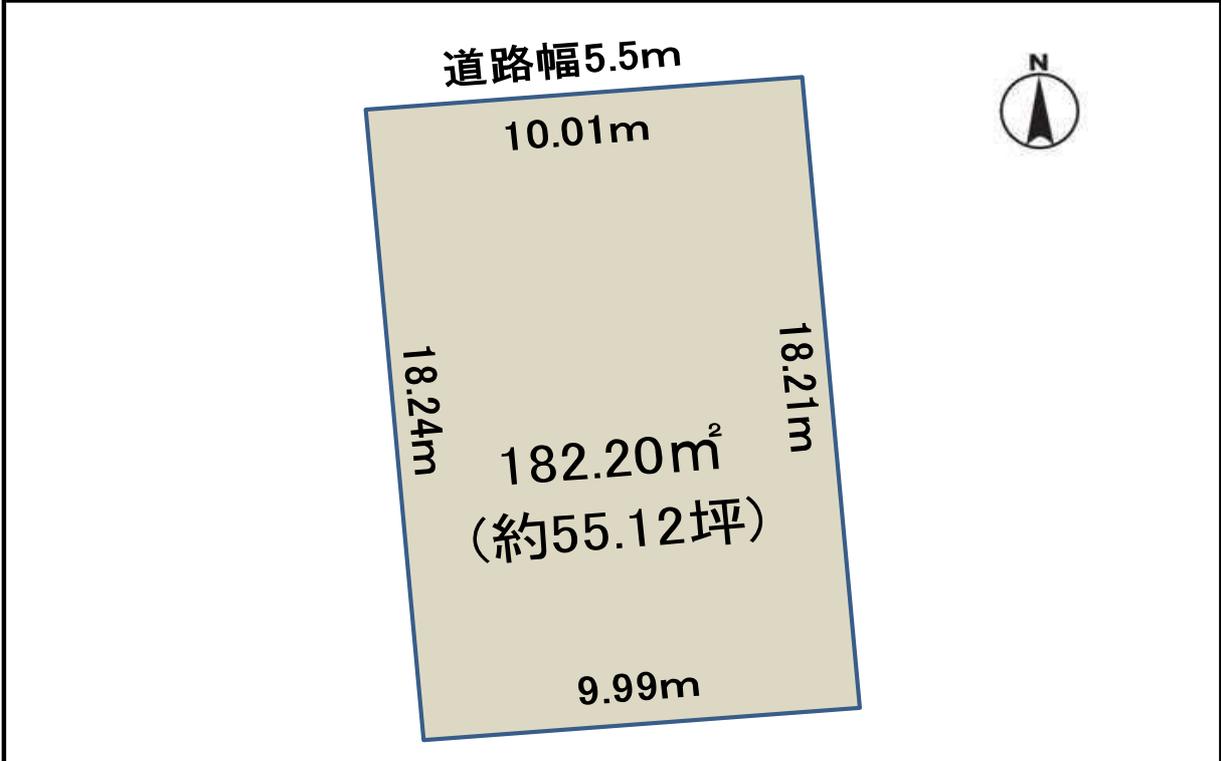
物 件 調 査 書

所在地	常滑市新開町1丁目53番			予定価格	11,100,000円	
実測地積	182.20 m ²	55.1 坪	公簿地積	181.81 m ²	公簿地目	宅地
接面道路状況	北側幅員約5.5mの公道に接面					
建物の詳細	所在地：新開町1丁目53番地 昭和52年築 家屋番号：53番 登記種類：居宅					
	構造：木造瓦葺2階建 床面積 1階：58.79m ² 2階：33.12m ² 合計：91.91m ²					
法令等に基づく制限	都市計画法及び建築基準法等	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第一種住居地域	
		建ぺい率	60 %	容積率	200 %	
		防火地域等	準防火地域	その他		
	その他の制限					
私道負担等	私道負担の有無	なし	負担等の内容			
土壌調査等	土壌調査、地盤調査等はありません。					
供給処理施設の状況	施設の種類の	配管等の状況			事業所名等	
	電 気	中部電力パワーグリッド(株)へお問い合わせください。			中部電力パワーグリッド(株)半田支社 0120-929-493	
	ガ ス	東邦ガス(株)へお問い合わせください。			東邦ガス(株)半田営業所 0569-21-1526	
	上 水 道	引込み済み。 ※詳細は水道課へお問い合わせください。			常滑市水道課業務チーム 0569-47-6125	
	公共下水道	公共下水道整備区域 ※詳細は下水道課へお問い合わせください。			常滑市下水道課業務チーム 0569-47-6124	
交通機関	鉄 道	名古屋鉄道常滑線 常滑駅		約 0.6 km	徒歩約 8 分	
	バ ス	知多バス半田・常滑線 常滑駅バス停		約 0.6 km	徒歩約 8 分	
公共施設等	保育園等	瀬木保育園		約 1.9 km	徒歩約 24 分	
	小 学 校	常滑西小学校		約 1.6 km	徒歩約 20 分	
	中 学 校	常滑中学校		約 4.0 km	徒歩約 50 分	
	商業施設等	イオンモール常滑		約 0.8 km	徒歩約 10 分	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> この物件は、建物付きでの売却となります。 予定価格には、建物に係る消費税及び地方消費税額は含まれていません。落札価格に対する消費税相当額は、予定価格の内訳比率（土地91.4%・建物8.6%）により案分した建物の金額より算出します。 土地の実測地積及び建物詳細等は以下のとおりです。 [土地] 新開町1丁目53番 公簿地目：宅地 実測地積：182.20m² 公簿地積：181.81m² [建物] 新開町1丁目53番地 昭和52年築 家屋番号：53番 登記種類：居宅 構造：木造瓦葺2階建 床面積 1階：58.79m² 2階：33.12m² 合計：91.91m² ※建物は、旧耐震基準に基づいて建築されており、耐震診断を受けていません。 土地、建物、構造物及び残置物（家電等含む）は、現状有姿での引渡しとなります。 建物のアスベスト調査は行っていません。 PCB含有機器の有無については、職員が調査し現在は確認されていませんが、購入後に発見した場合は、常滑市までご連絡ください。 建物内部の見学をご希望の方は、ご相談ください。 所有権の移転登記は、公簿地積で行います。実測地積と公簿地積との間に不一致が生じている場合でも、本市は地積更正登記をする義務を負いません。 					

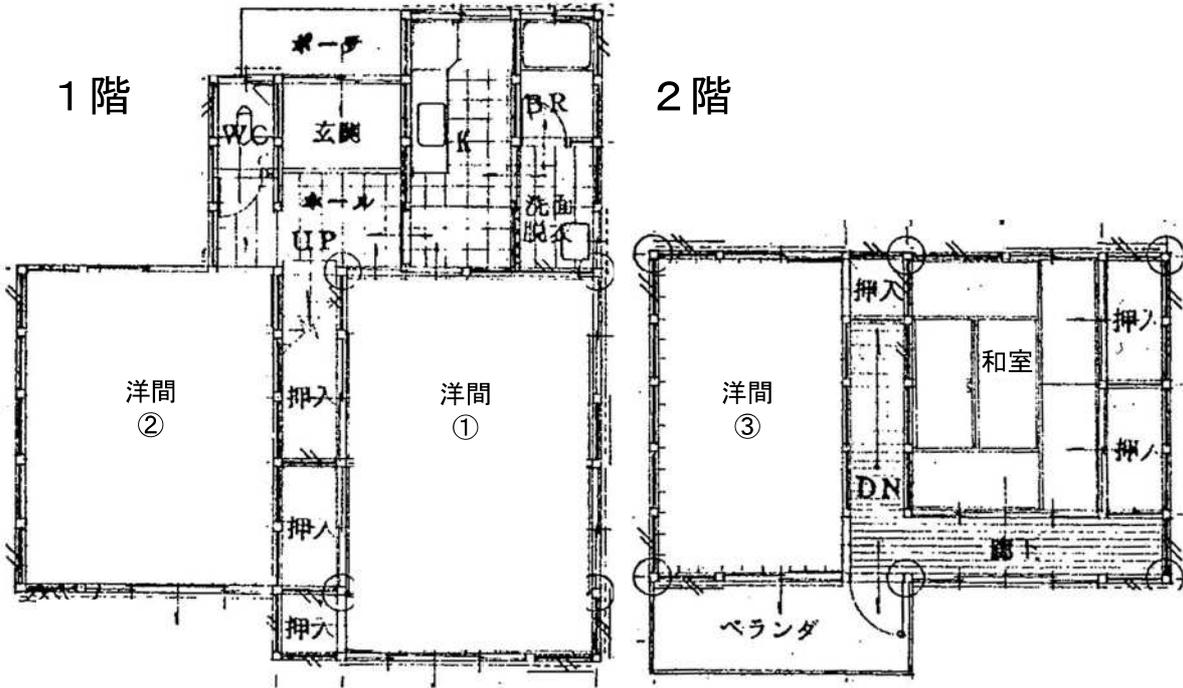
位置図



土地詳細図



建物詳細図



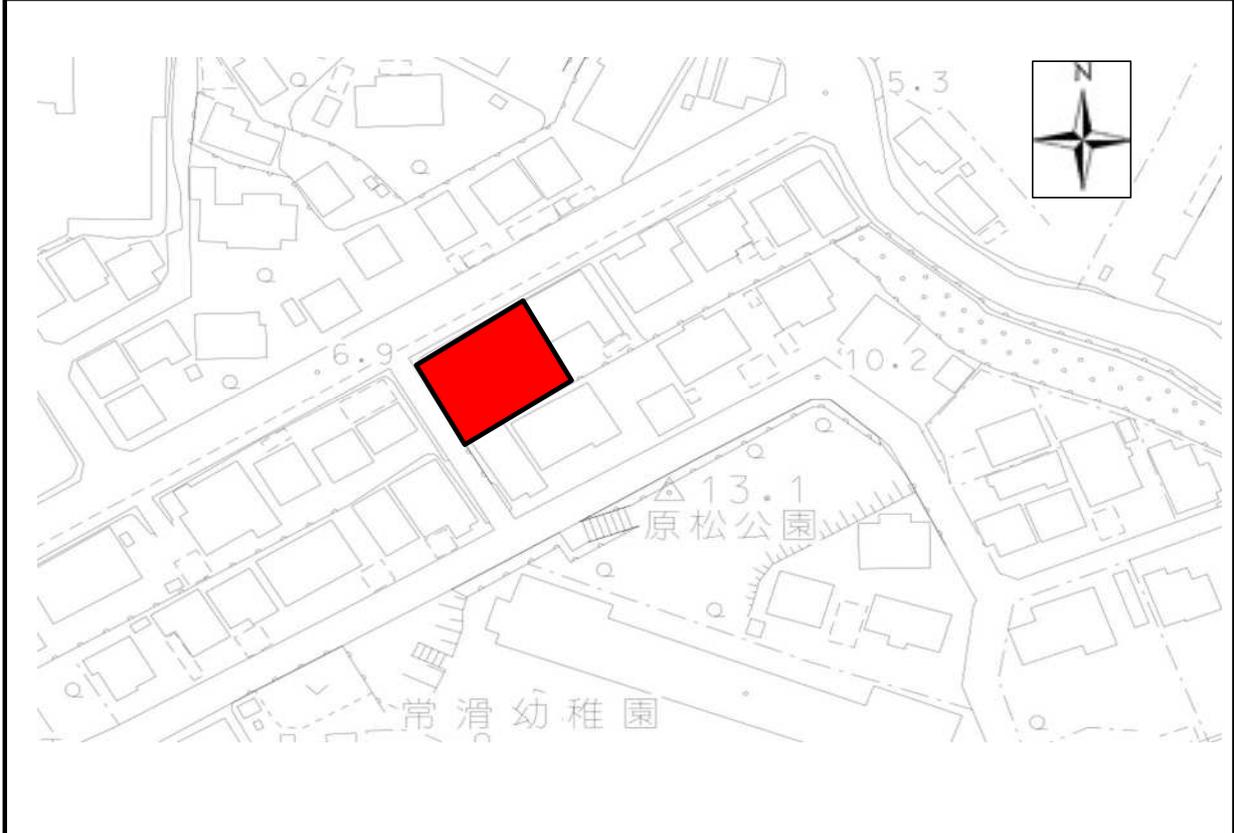
物件番号

7-2

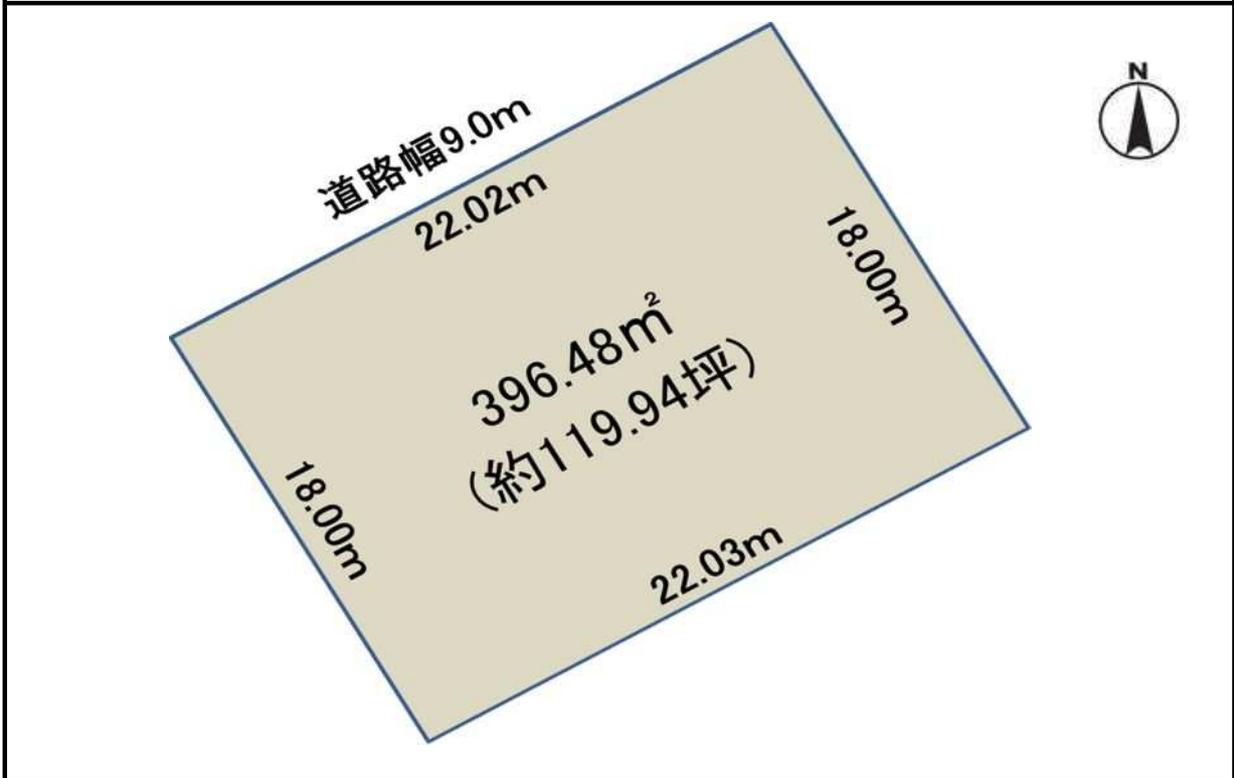
物 件 調 査 書

所在地	常滑市原松町2丁目162番、163番		予定価格	20,000,000円		
実測地積	396.48 m ²	119.9 坪	公簿地積	396.48 m ²	公簿地目	宅地
接面道路状況	北側幅員約9.0mの公道に接面					
法令等に基づく制限	都市計画法 及び 建築基準法等	都市計画区域	市街化区域	用途地域	準工業地域	
		建ぺい率	60 %	容積率	200 %	
		防火地域等	指定なし	その他		
	その他の制限					
私道負担等	私道負担の有無	なし	負担等の内容			
土壌調査等	土壌調査、地盤調査等はありません。					
供給処理施設の状況	施設の種類	配管等の状況			事業所名等	
	電 気	中部電力パワーグリッド(株)へお問い合わせください。			中部電力パワーグリッド(株)半田支社 0120-929-493	
	ガ ス	東邦ガス(株)へお問い合わせください。			東邦ガス(株)半田営業所 0569-21-1526	
	上 水 道	北側道路に本管あり。引込みなし。 ※詳細は水道課へお問い合わせください。			常滑市水道課業務チーム 0569-47-6125	
	公共下水道	公共下水道整備区域 ※詳細は下水道課へお問い合わせください。			常滑市下水道課業務チーム 0569-47-6124	
交通機関	鉄 道	名古屋鉄道常滑線 常滑駅	約 0.8 km	徒歩約 10 分		
	バ ス	知多バス半田・常滑線 常滑駅バス停	約 0.8 km	徒歩約 10 分		
公共施設等	保育園等	瀬木保育園	約 1.5 km	徒歩約 19 分		
	小 学 校	常滑西小学校	約 1.5 km	徒歩約 19 分		
	中 学 校	常滑中学校	約 3.1 km	徒歩約 39 分		
	商業施設等	マルス常滑駅前店	約 0.9 km	徒歩約 11 分		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> 各筆の実測地積等は、以下のとおりです。 原松町2丁目162番 公簿地目：宅地 実測地積：150.48m² 公簿地積：150.48m² 原松町2丁目163番 公簿地目：宅地 実測地積：246.00m² 公簿地積：246.00m² 常滑幼稚園駐車場として利用していた土地です。 道路との高低差があります。現地をご確認ください。 土地は、現状有姿での引渡しとなります。 所有権の移転登記は、公簿地積で行います。実測地積と公簿地積との間に不一致が生じている場合でも、本市は地積更正登記をする義務を負いません。 					

位置図



詳細図



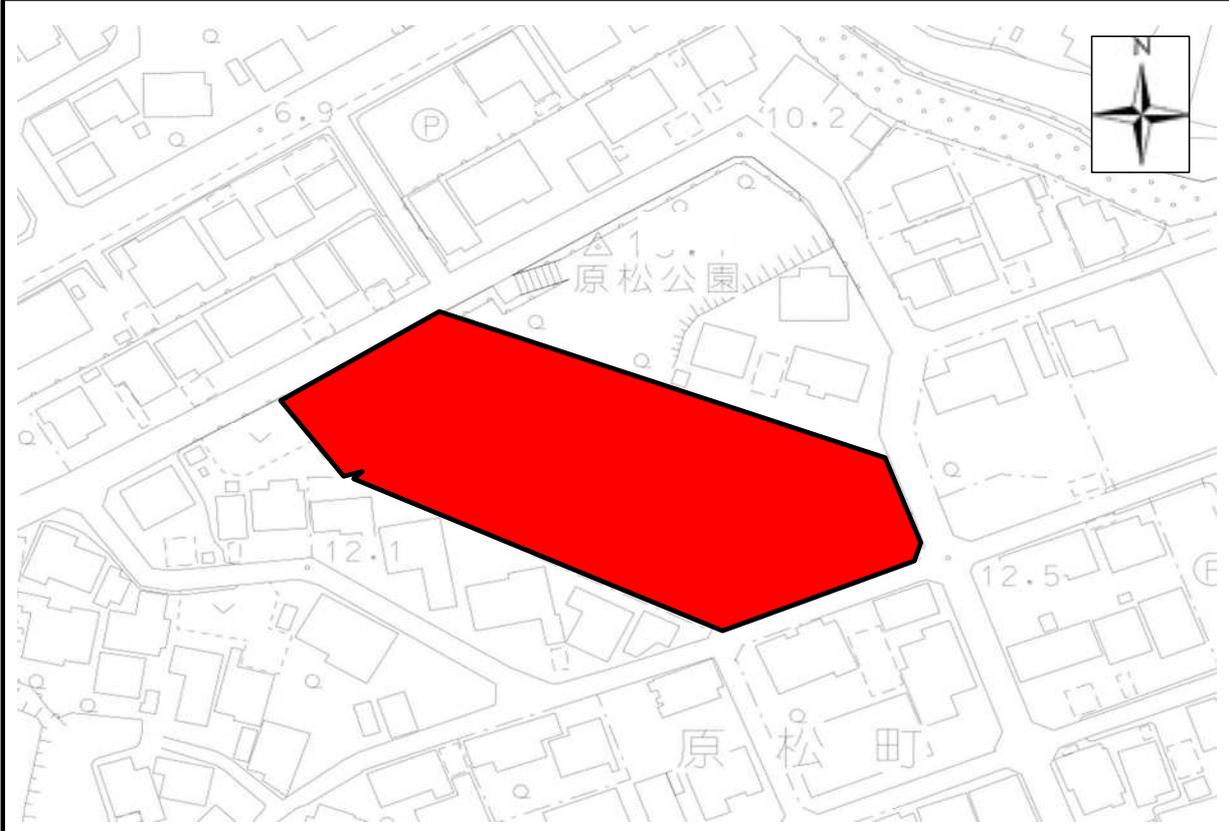
物件番号

7-3

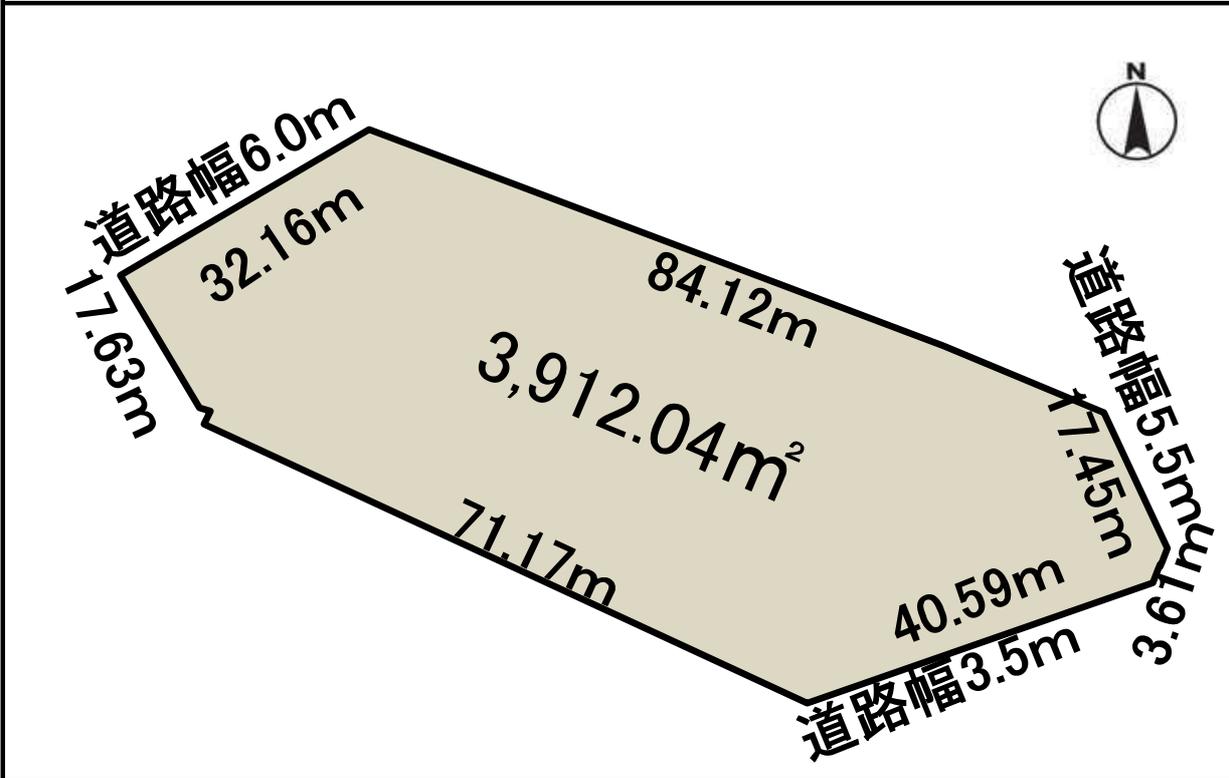
物 件 調 査 書

所在地	常滑市原松町2丁目193番、194番		予定価格	120,000,000円	
実測地積	3,912.04 m ²	1,183.4 坪	公簿地積	3,911.36 m ²	公簿地目 学校用地、宅地
接面道路状況	北側幅員約9.0mの公道に接面				
法令等に基づく制限	都市計画法 及び 建築基準法等	都市計画区域	市街化区域	用途地域	準工業地域
		建ぺい率	60 %	容積率	200 %
		防火地域等	指定なし	その他	
	その他の制限				
私道負担等	私道負担の有無	なし	負担等の内容		
土壌調査等	土壌調査、地盤調査等はありません。				
供給処理施設の状況	施設の種類の	配管等の状況		事業所名等	
	電 気	中部電力パワーグリッド(株)へお問い合わせください。		中部電力パワーグリッド(株)半田支社 0120-929-493	
	ガ ス	東邦ガス(株)へお問い合わせください。		東邦ガス(株)半田営業所 0569-21-1526	
	上 水 道	引込み済み。 ※詳細は水道課へお問い合わせください。		常滑市水道課業務チーム 0569-47-6125	
	公共下水道	公共下水道整備区域 ※詳細は下水道課へお問い合わせください。		常滑市下水道課業務チーム 0569-47-6124	
交通機関	鉄 道	名古屋鉄道常滑線 常滑駅	約 0.8 km	徒歩約 10 分	
	バ ス	知多バス半田・常滑線 常滑駅バス停	約 0.8 km	徒歩約 10 分	
公共施設等	保育園等	瀬木保育園	約 1.5 km	徒歩約 19 分	
	小 学 校	常滑西小学校	約 1.5 km	徒歩約 19 分	
	中 学 校	常滑中学校	約 3.1 km	徒歩約 39 分	
	商業施設等	マルス常滑駅前店	約 0.9 km	徒歩約 11 分	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> 各筆の実測地積等は、以下のとおりです。 原松町2丁目193番 公簿地目：学校用地 実測地積：3,741.68m² 公簿地積：3,741.00m² 原松町2丁目194番 公簿地目：宅地 実測地積：170.36m² 公簿地積：170.36m² 常滑幼稚園敷地として利用していた土地です。土地、建物、構造物及び残置物（屋内残置物等を含む。）は、現状有姿での引渡しとなります。 所有権の移転登記は、公簿地積で行います。実測地積と公簿地積との間に不一致が生じている場合でも、本市は地積更正登記をする義務を負いません。 <p>※以下の点にご注意ください</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物のアスベスト調査は行っていません。 PCB含有機器の有無については、職員が調査し現在は確認されていませんが、購入後に発見した場合は、常滑市までご連絡ください。 所有権移転の日から3年以内に売買物件上に存する建物を解体撤去すること、及び10年以内に売買物件を戸建て住宅用地として宅地造成し、分譲販売を開始することを条件とした買戻しの特約の設定登記を行います。 隣地住宅の軒先等が売買物件へ越境しており、撤去・解消の覚書を締結しています。買受人についても、改めて越境者と覚書を締結していただきます。 				

位置図



詳細図



様式等(記入例)

<記入例>

(様式第1号)

物件番号	受付番号
※	※

※欄は、記入しないでください。

一般競争入札による市有財産売払い募集 参加申込書兼誓約書

令和 8 年 1 月 〇 日

常 滑 市 長 様

〒 479-8610

(申込者) 住 所 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
(所在地)

氏 名 常滑 太郎

(名称及び代表者氏名)

連絡先 (電話) 090-0000-0000



常滑市が行う「令和7年度第1回一般競争入札による市有財産売払い募集」に参加したいので、応募要領、入札心得書、物件調書等、入札に係る各書類について内容を確認及び承諾の上、申し込みます。

また、入札参加資格の確認のため、常滑市税の納税状況を税務課で確認されることを承諾するとともに、裏面の誓約書の内容について誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

物件番号	所在
7-1	新開町1丁目53番

申込みされた場合は、受付印を押し、参加申込書のコピーをお渡しします。入札会場へ来場の際に必要となりますので、大切に保管ください。

【共有者： 有（下欄も記入）・ **無**】 どちらかに○

代表して入札手続きを行う者の氏名又は名称等
この申込書で申込み方の共有持ち分
/

受 付 印

※共有予定者全員分の申込書兼誓約書が必要です。

誓 約 書

下記事項について、誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人、又は破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合・・・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。
法人の場合・・・役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

以上

<記入例>

(様式第2号)

【法人による入札参加の場合に提出：令和7年度第1回一般競争入札による市有財産売払い募集用】

役員名簿

令和 8年 1 月 〇 日

常滑市長（あて）

所在地	愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5	
名称等 及び 代表者名	株式会社 常滑商事 代表取締役 常滑 太郎	

※法人の登録印を押印してください。

役職名	フリガナ	生年月日	住 所
	氏名		
代表 取締役	トコナメ タロウ	T S H 〇年〇月〇日	愛知県常滑市飛香台 3丁目3番地の5
	常滑 太郎		
取締役	トコナメ ハナコ	T S H 〇年〇月〇日	愛知県常滑市飛香台 3丁目3番地の5
	常滑 花子		
		T S H 年 月 日	
		T S H 年 月 日	
		T S H 年 月 日	
		T S H 年 月 日	
		T S H 年 月 日	
		T S H 年 月 日	

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について、記入してください。

※氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

(様式第3号)

<記入例>

令和 8年 1月 〇 日

委 任 状

常 滑 市 長 様

私は、 **飛香台 次郎** を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8年2月17日貴市執行の

「令和7年度第1回一般競争入札による市有財産売払い募集」に係る一般競争入札における

(物件番号**7-1**)に関する(参加申込み、入札、**一切**)の権限(該当するものに〇)

委任者 住 所 **愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5**
(所在地)
氏 名 **常滑 太郎**
(名称及び代表者氏名)



代理人 住 所 **愛知県常滑市飛香台3丁目1番地の1**
(所在地)
氏 名 **飛香台 次郎**
(名称及び代表者氏名)



市有財産売買契約書（案）

売出人 常滑市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、甲の所有する次条に掲げる物件を現状有姿のまま乙に売り払い、乙はこれを買受けるものとする。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおり。

・土地

所 在	地 番	地 目	実測地積 (㎡)		公簿地積 (㎡)	
常滑市新開町1丁目	53番	宅地	182	20	181	81

・建物

所 在	地 番	構 造
常滑市新開町1丁目	53番	木造瓦葺2階建

（売買代金）

第3条 売買代金は、金○○○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額○○○○○○○○円 [※落札額を本市があらかじめ設定した土地及び建物の予定価格の内訳比率に応じて按分して算出する額を元にした額]）とする。

2 甲及び乙は、本件が現状有姿売買であり、売買物件が地盤調査及び地下埋設物調査を行っていない土地であり、売買契約後に発覚した地下埋設物等（土壌汚染を含む。）の撤去費用等が乙の負担となっていること（第10条参照）、その他、乙が第11条記載の事項を容認していること等を評価に含めた上で、上記売買代金が定められていることを相互に確認する。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金○○○○○○○円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、何らの通知催告を要せず本契約を解除できる。この場合において、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

5 第1項の契約保証金は、次条の金額を完納したときに、甲において売買代金に充当するものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金○○○○○○○円を、甲の指定する方法で令和○年○月○日までに甲に支払わなければならない。

（登記請求書等）

第6条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登録免許税の現金領収証書を添付した所有権移転登記

請求書を、甲に提出しなければならない。ただし、必要となる登録免許税の額が本契約締結時に未確定の場合には、乙は登録免許税の額が確定次第、速やかに提出するものとする。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 売買物件は、前条に定める所有権が移転したときに、甲から乙へ引き渡したものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 乙は、売買物件の所有権移転登記が完了するまでの間は、本契約に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

(地盤調査及び地下埋設物調査)

第10条 乙は、甲が地盤調査及び地下埋設物調査を行っていないことを了承の上、買い受けるものとする。

2 地下埋設物等(地下埋設物に起因する土壌汚染を含む。)の存在とその確認、撤去及び撤去に伴い必要となる土地の地盤改良や補強、土壌入換等の全ての行為(以下「撤去等」という。)について、甲は一切の責任を負わないものとする。

3 地下埋設物等の撤去等に伴い発生する費用について、甲は一切の責任を負わないものとする。

(容認事項)

第11条 乙は、次の各号の事項を確認し、承諾の上で売買物件を買い受けるものとする。

(1) 売買物件の近隣所有者及びその所有権を取得した第三者が、将来建築基準法及び関連する法令に適合する範囲内において建築物を建築することにより、日照・通風・眺望等の環境が変化する場合があること

(2) 売買物件の周辺環境及び近隣関係は変化する場合があること

(3) 法令に基づく制限等については、将来、法令の改正等により制限が付加及び変更される場合等があること

(4) 売買物件の建物は、建築から相当の年数が経過しており、躯体・基本的構造部分や付帯設備等は相当の自然損耗や経年変化が認められ、引渡し後に自然損耗や経年変化等を原因として不具合や故障等が判明した場合においても、その補修等の費用は乙が負担すること

(5) 売買物件には、土地のほか、当該土地に存在する全ての工作物・地下埋設物・樹木等を含むものとする

(6) 越境物がある場合であっても現状有姿のまま引き渡すものとし、越境物解消のための交渉や手続きは、乙の責任で行うものとする

(7) 上下水道・電力・ガス等の工事及び利用申請、整地・電柱移設・乗入設置・側溝整備の工事等、売買物件の利用に必要な各種の手続きや工事については、乙の責任において行うものとする

(8) 物件に係る常滑市地震ハザードマップ及び常滑市風水害ハザードマップの被害想定(ハザードマップが、物件において災害時に被害がないこと等を保証するものではないことを含む。)

(9) 「令和7年度第1回一般競争入札による市有財産売払い募集 応募要領」及び入札公告に記載された一切の事項

(10) その他、甲乙間において売買物件につき確認したこと

(契約不適合責任)

第 12 条 乙は、第 1 条、第 3 条、第 10 条及び第 11 条の定めをもってしてもなお、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を証明した場合であっても、契約不適合を理由として履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合であって、契約不適合を証明した場合には、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から 2 年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(禁止用途)

第 13 条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から 10 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。

(実地調査等)

第 14 条 甲は、前条の定めに関し、必要があると認めるときは、乙に対して物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前 2 項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 15 条 乙は、次の各号の事由が生じた場合は、それぞれ各号に定める金額（ただし、1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第 13 条の義務に違反したときは、第 3 条第 1 項の売買代金の 3 割に相当する額

(2) 前条の義務に違反したときは、第 3 条第 1 項の売買代金の 1 割に相当する額

2 前項の違約金は、第 19 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(返還金等)

第 17 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、乙が売買に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

4 乙は、本契約の解除により乙に損害が生じた場合でも、甲に対してその賠償を請求することができない。

(乙の原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 16 条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲は、第 17 条第 1 項の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 21 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 22 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 23 条 本契約に関する訴えの管轄は、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

売出人 (甲) 常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市
常滑市長 伊藤辰矢

買受人 (乙)

市有財産売買契約書（案）

売出人 常滑市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、甲の所有する次条に掲げる物件を現状有姿のまま乙に売り払い、乙はこれを買受けるものとする。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおり。

所 在	地 番	地 目	実測地積 (㎡)		公簿地積 (㎡)	
常滑市原松町2丁目	162番	宅地	150	48	150	48
	163番	宅地	246	00	246	00
合 計			396	48	396	48

（売買代金）

第3条 売買代金は、金○○○○○○○○円とする。

2 甲及び乙は、本件が現状有姿売買であり、売買物件が地盤調査及び地下埋設物調査を行っていない土地であり、売買契約後に発覚した地下埋設物等（土壌汚染を含む。）の撤去費用等が乙の負担となっていること（第10条参照）、その他、乙が第11条記載の事項を容認していること等を評価に含めた上で、上記売買代金が定められていることを相互に確認する。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金○○○○○○円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、何らの通知催告を要せず本契約を解除できる。この場合において、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

5 第1項の契約保証金は、次条の金額を完納したときに、甲において売買代金に充当するものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金○○○○○○円を、甲の指定する方法で令和○年○月○日までに甲に支払わなければならない。

（登記請求書等）

第6条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登録免許税の現金領収証書を添付した所有権移転登記請求書を、甲に提出しなければならない。ただし、必要となる登録免許税の額が本契約締結時に未確定の場合には、乙は登録免許税の額が確定次第、速やかに提出するものとする。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 売買物件は、前条に定める所有権が移転したときに、甲から乙へ引き渡したものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 乙は、売買物件の所有権移転登記が完了するまでの間は、本契約に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

(地盤調査及び地下埋設物調査)

第10条 乙は、甲が地盤調査及び地下埋設物調査を行っていないことを了承の上、買い受けるものとする。

2 地下埋設物等(地下埋設物に起因する土壌汚染を含む。)の存在とその確認、撤去及び撤去に伴い必要となる土地の地盤改良や補強、土壌入換等の全ての行為(以下「撤去等」という。)について、甲は一切の責任を負わないものとする。

3 地下埋設物等の撤去等に伴い発生する費用について、甲は一切の責任を負わないものとする。
(容認事項)

第11条 乙は、次の各号の事項を確認し、承諾の上で売買物件を買い受けるものとする。

(1) 売買物件の近隣所有者及びその所有権を取得した第三者が、将来建築基準法及び関連する法令に適合する範囲内において建築物を建築することにより、日照・通風・眺望等の環境が変化する場合があること

(2) 売買物件の周辺環境及び近隣関係は変化する場合があること

(3) 法令に基づく制限等については、将来、法令の改正等により制限が付加及び変更される場合等があること

(4) 売買物件には、土地のほか、当該土地に存在する全ての工作物・地下埋設物・樹木等を含むものとする

(5) 越境物がある場合であっても現状有姿のまま引き渡すものとし、越境物解消のための交渉や手続きは、乙の責任で行うものとする

(6) 上下水道・電力・ガス等の工事及び利用申請、整地・電柱移設・乗入設置・側溝整備の工事等、売買物件の利用に必要な各種の手続きや工事については、乙の責任において行うものとする

(7) 物件に係る常滑市地震ハザードマップ及び常滑市風水害ハザードマップの被害想定(ハザードマップが、物件において災害時に被害がないこと等を保証するものではないことを含む。)

(8) 「令和7年度第1回一般競争入札による市有財産売払い募集 応募要領」及び入札公告に記載された一切の事項

(9) その他、甲乙間において売買物件につき確認したこと

(契約不適合責任)

第12条 乙は、第1条、第3条、第10条及び第11条の定めをもってしてもなお、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)を証明した場合であっても、契約不適合を理由として履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合であって、契約不適合を証明し

た場合には、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(禁止用途)

第13条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、前条の定めに関し、必要があると認めるときは、乙に対して物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第15条 乙は、次の各号の事由が生じた場合は、それぞれ各号に定める金額（ただし、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第13条の義務に違反したときは、第3条第1項の売買代金の3割に相当する額

(2) 前条の義務に違反したときは、第3条第1項の売買代金の1割に相当する額

2 前項の違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(返還金等)

第17条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、乙が売買に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

4 乙は、本契約の解除により乙に損害が生じた場合でも、甲に対してその賠償を請求することができない。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第16条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、

乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第22条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第23条 本契約に関する訴えの管轄は、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

売出人 (甲) 常滑市飛香台3丁目3番地の5
常滑市
常滑市長 伊藤辰矢

買受人 (乙)

市有財産売買契約書（案）

売出人 常滑市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、甲の所有する次条に掲げる物件を現状有姿のまま乙に売り払い、乙はこれを買受けるものとする。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおり。

所 在	地 番	地 目	実測地積 (㎡)		公簿地積 (㎡)	
常滑市原松町2丁目	193番	学校用地	3,741	68	3,741	00
	194番	宅地	170	36	170	36
合 計			3,912	04	3,911	36

（売買代金）

第3条 売買代金は、金○○○○○○○○円とする。

2 甲及び乙は、本件が現状有姿売買であり、売買物件が地盤調査及び地下埋設物調査を行っていない土地であり、売買契約後に発覚した地下埋設物等（土壌汚染を含む。）の撤去費用等が乙の負担となっていること（第10条参照）、その他、乙が第11条記載の事項を容認していること等を評価に含めた上で、上記売買代金が定められていることを相互に確認する。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金○○○○○○○円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、何らの通知催告を要せず本契約を解除できる。この場合において、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

5 第1項の契約保証金は、次条の金額を完納したときに、甲において売買代金に充当するものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金○○○○○○○円を、甲の指定する方法で令和○年○月○日までに甲に支払わなければならない。

（登記請求書等）

第6条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登録免許税の現金領収証書を添付した所有権移転登記請求書を、甲に提出しなければならない。ただし、必要となる登録免許税の額が本契約締結時に未確定の場合には、乙は登録免許税の額が確定次第、速やかに提出するものとする。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 売買物件は、前条に定める所有権が移転したときに、甲から乙へ引き渡したものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 乙は、売買物件の所有権移転登記が完了するまでの間は、本契約に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

(地盤調査及び地下埋設物調査)

第10条 乙は、甲が地盤調査及び地下埋設物調査を行っていないことを了承の上、買い受けるものとする。

2 地下埋設物等(地下埋設物に起因する土壌汚染を含む。)の存在とその確認、撤去及び撤去に伴い必要となる土地の地盤改良や補強、土壌入換等の全ての行為(以下「撤去等」という。)について、甲は一切の責任を負わないものとする。

3 地下埋設物等の撤去等に伴い発生する費用について、甲は一切の責任を負わないものとする。
(容認事項)

第11条 乙は、次の各号の事項を確認し、承諾の上で売買物件を買い受けるものとする。

(1) 売買物件の近隣所有者及びその所有権を取得した第三者が、将来建築基準法及び関連する法令に適合する範囲内において建築物を建築することにより、日照・通風・眺望等の環境が変化する場合があること

(2) 売買物件の周辺環境及び近隣関係は変化する場合があること

(3) 法令に基づく制限等については、将来、法令の改正等により制限が付加及び変更される場合等があること

(4) 売買物件には、土地のほか、当該土地に存在する全ての工作物・地下埋設物・樹木等を含むものとする

(5) 越境物がある場合であっても現状有姿のまま引き渡すものとし、越境物解消のための交渉や手続きは、乙の責任で行うものとする

(6) 上下水道・電力・ガス等の工事及び利用申請、整地・電柱移設・乗入設置・側溝整備の工事等、売買物件の利用に必要な各種の手続きや工事については、乙の責任において行うものとする

(7) 物件に係る常滑市地震ハザードマップ及び常滑市風水害ハザードマップの被害想定(ハザードマップが、物件において災害時に被害がないこと等を保証するものではないことを含む。)

(8) 「令和7年度第1回一般競争入札による市有財産売払い募集 応募要領」及び入札公告に記載された一切の事項

(9) その他、甲乙間において売買物件につき確認したこと

(契約不適合責任)

第12条 乙は、第1条、第3条、第10条及び第11条の定めをもってしてもなお、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)を証明した場合であっても、契約不適合を理由として履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合であって、契約不適合を証明し

た場合には、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(建物等の解体撤去条件)

第13条 乙は、所有権移転の日から3年以内に、売買物件上に存する建物（付属建物、付帯設備、建物内の付属・付帯設備、建物内の動産、当該土地に存する一切の工作物、地下埋設物、樹木等を含む。以下「本件建物等」という。）を解体撤去しなければならない。

- 2 売買物件の引渡し後の本件建物等の管理及び解体撤去に要する一切の費用は、乙の負担とする。
- 3 本件建物等の解体撤去に伴い、官公署等との協議、届出、許可等が必要な場合は、乙の責任においてその一切を行うものとする。
- 4 本件建物等の解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応一切は、全て乙において行うものとする。
- 5 乙は、本件建物等の解体撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、やむを得ない事由により第1項に定める期限を延長する必要がある場合、あらかじめ延長する理由を付した書面及び甲が求める資料を提出し、甲から承認を得なければならない。

(土地利用条件)

第14条 乙は、所有権移転の日から10年以内に売買物件を戸建て住宅用地として宅地造成し、分譲販売を開始しなければならない。

(禁止用途)

第15条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。

- 2 乙は、所有権移転の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、第13条から第15条までの定めに関し、必要があると認めるときは、乙に対して物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第17条 乙は、次の各号の事由が生じた場合は、それぞれ各号に定める金額（ただし、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第13条から第15条までの義務に違反したときは、第3条第1項の売買代金の3割に相当する額
- (2) 前条の義務に違反したときは、第3条第1項の売買代金の1割に相当する額

2 前項の違約金は、第 22 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻特約)

第 18 条 甲は、乙が第 13 条から第 15 条までの定め違反したときは、売買物件を買い戻すことができる。

2 前項の定めにより買い戻すことができる期間は、所有権移転の日から 10 年間とする。

3 甲及び乙は、所有権移転登記と同時に、甲の買戻しの特約の設定登記を行うものとする。

4 乙は、前項の特約登記に必要な資料を、第 6 条の書類とともに甲に提出しなければならない。

5 乙は、売買物件が第 13 条及び第 14 条に定める整備等が完了したときであって、本条に定める特約登記を抹消する必要がある場合は、必要書類を添えて甲に申請しなければならない。

6 第 3 項及び前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(返還金等)

第 20 条 甲は、第 18 条の買戻権又は前条の解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、乙が売買に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

4 乙は、甲による売買物件の買戻し又は本契約の解除により乙に損害が生じた場合でも、甲に対してその賠償を請求することができない。

(乙の原状回復義務)

第 21 条 乙は、甲が第 18 条の買戻権又は第 19 条の解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 23 条 甲は、第 20 条第 1 項の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 25 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 26 条 本契約に関する訴えの管轄は、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

売出人 (甲) 常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市
常滑市長 伊 藤 辰 矢

買受人 (乙)

(参考)

各物件の測量図等の写し

A4サイズに縮小しており、縮尺は実際の図面とは異なります。
座標値等をもとにご検討ください。

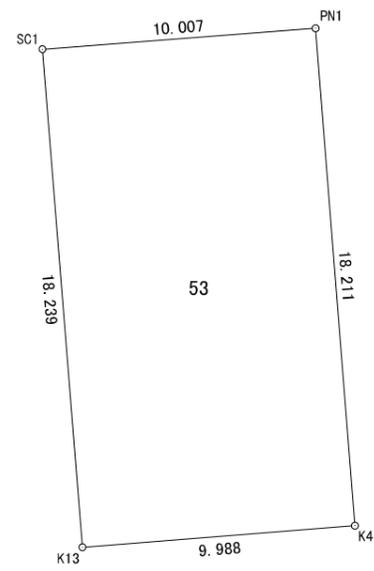
物件番号 7 - 1 新開町 1 丁目 53 番

- ① 測量図（新開町 1 丁目 53 番）
- ② 建物平面図（新開町 1 丁目 53 番）

データの取り込み作業等により、縮尺は実際の図面とは異なります。
座標値等をもとにご検討ください。

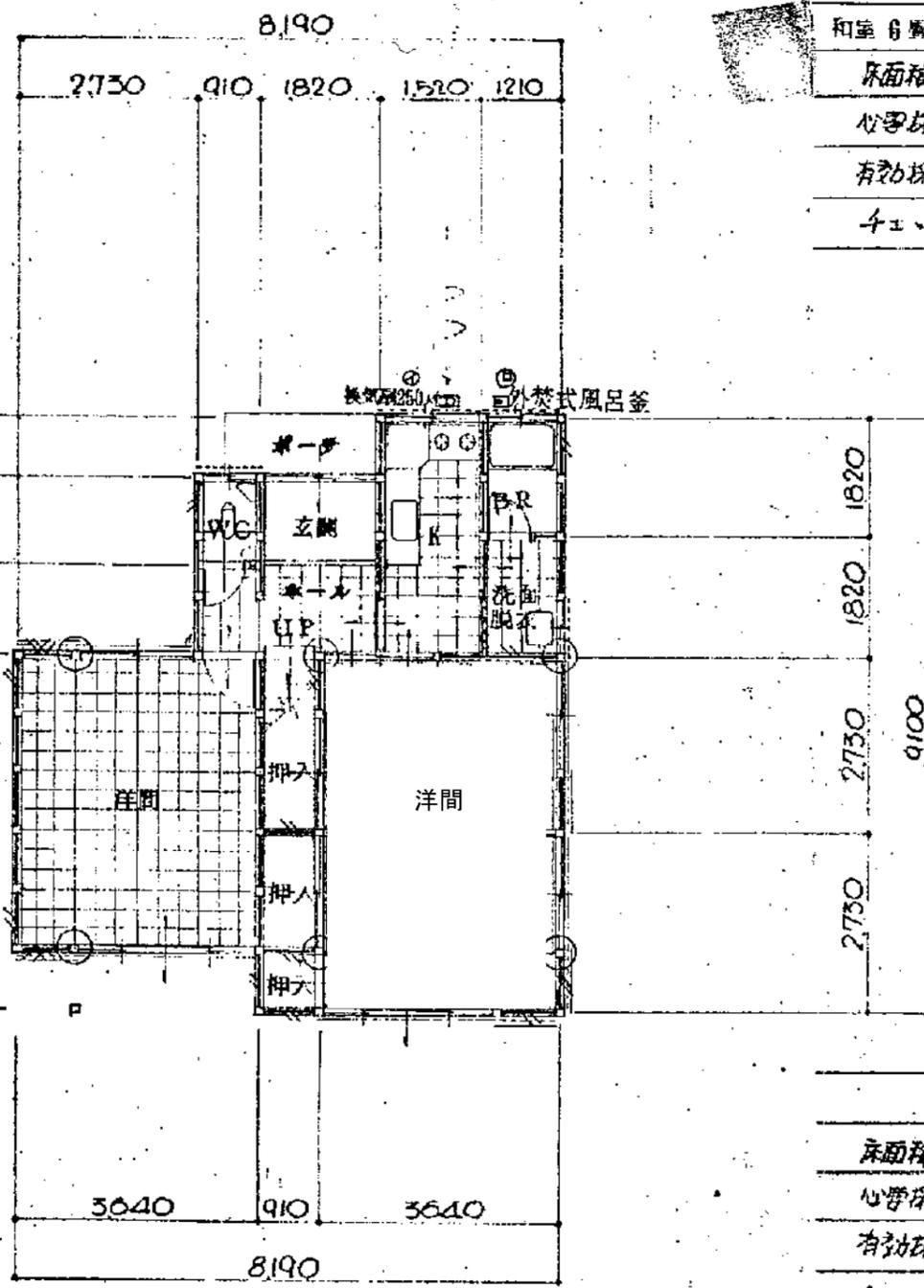


仮測量図
常滑市新開町一丁目53番
S=1/250



求積表

地番	53			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
SC1	-123153.802	-30714.714	-8.517	1048900.931634
K13	-123171.982	-30713.253	11.418	-1406377.690476
K4	-123171.192	-30703.296	8.517	-1049049.042264
PN1	-123153.038	-30704.736	-11.418	1406161.387884
合計				-364.413222
合計面積				182.2066110
地積				182.20 m ²



和室 6畳A, 和室 6畳B 採光チェック

床面積	$9.94 + 9.94 = 19.88 \text{ m}^2$
心算採光面積	$19.88 \times 1/7 = 2.84 \text{ m}^2$
有効採光面積	$2.7 \times 1.8 = 4.86 \text{ m}^2$
チェック	$2.84 < 4.86 \quad \text{OK}$

階		段
取上	階面	幅
250以下	180以上	750以上

凡例

	管柱	105×105
	通し柱	120×120
	筋違い	105×105×5

防火仕様

屋根: 日本型瓦葺
 外壁: モエンサイディング 一部モルタルタタキ吹付
 軒裏: モエンサイディング張 防火認定149号
 1階雨戸: 鋳鉄雨戸(乙種防火戸) ①, ② アミガラス
 2階雨戸: " " 雨戸がアミガラス戸は
 全てアミガラスとする。

1 装制限
 土留 0P
 土留 準不燃材2012号

K 採光チェック

床面積	5.53 m^2
心算採光面積	$5.53 \times 1/7 = 0.79 \text{ m}^2$
有効採光面積	$1.40 \times 0.75 = 1.05 \text{ m}^2$
チェック	$0.65 < 1.05 \quad \text{OK}$

1 階 平面図 S=1/100

工事名	新築工事
承認	

株式会社 伊藤設計
 愛知県常滑市板戸字浜田47の2

$9.04 + 9.94 = 19.98 \text{ m}^2$
 面積 $19.98 \times 1/4 = 4.995 \text{ m}^2$
 面積 $2.7 \times 1.8 = 4.86 \text{ m}^2$
 $4.995 < 4.86 \text{ OK}$

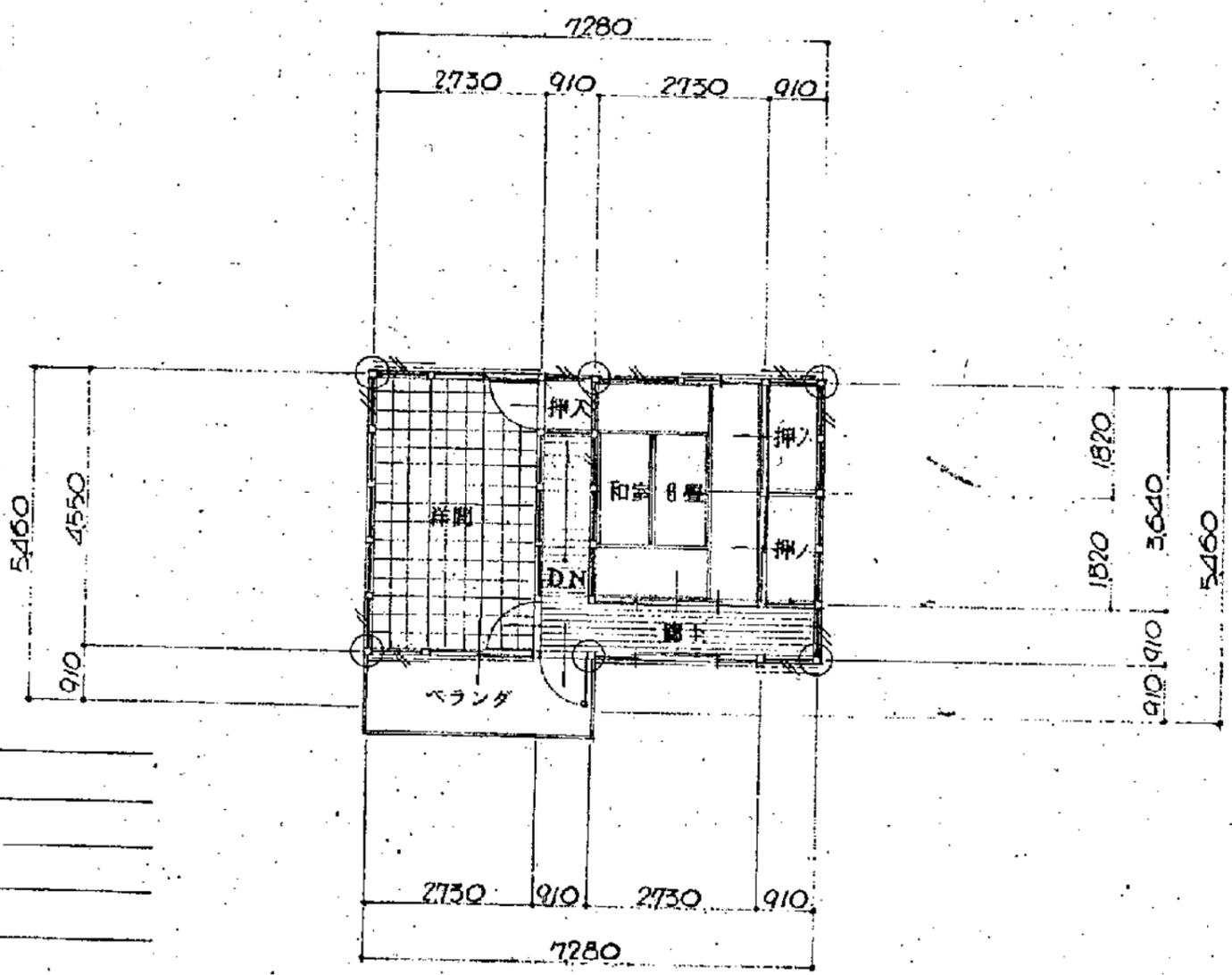
階		段	
蹴上	踏面	幅	
250以下	180以上	750以上	

凡 例

	管柱	105×105
	通し柱	120×120
	筋違	105×105×1/4

防炎仕様

屋根: 日本型瓦葺
 外壁: モエンサイディング張 一部モルタルコリリシヤ吹付
 軒裏: モエンサイディング張 防炎認定オ149号
 1階雨戸: 鋳鉄雨戸(乙種防炎戸) ①, ② アミガラス
 2階雨戸: " 雨戸がまがら戸は 全てアミガラスとする。



K 採光ネット
 5.93 m^2
 面積 $5.93 \times 1/4 = 1.48 \text{ m}^2$
 面積 $1.40 \times 0.75 = 1.05 \text{ m}^2$
 $1.48 < 1.05 \text{ OK}$

2 階 平面図 S=1/100

株式会社 伊藤設計
 愛知県常滑市榎戸字浜田47の2 ☎05694②2003(代)

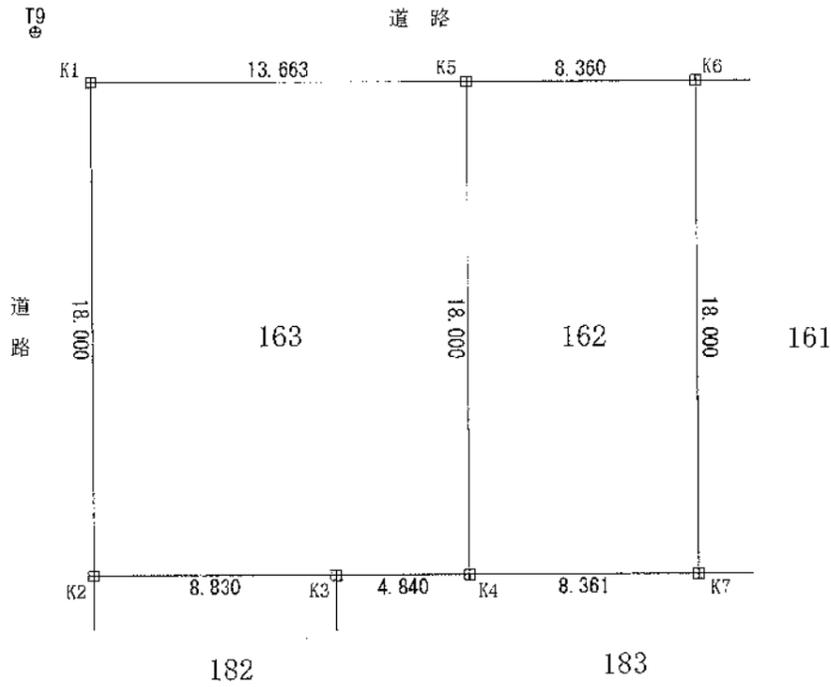
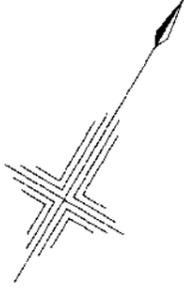
一級建築士(第65584号)
 伊藤 明彦

作製	年月日	図名	縮尺	図面No.
設	52 3 10	平面図 立面図	S=1/100	

物件番号 7 - 2 原松町 2 丁目 162 番、163 番

① 測量図（原松町 2 丁目 162 番、163 番）

データの取り込み作業等により、縮尺は実際の図面とは異なります。
座標値等をもとにご検討ください。



直角座標法求積表

地番 162			
NO	X _n	Y _n	Y _n (X _{n+1} - X _{n-1})
K5	-122580.514	-29940.097	590598.353422
K4	-122595.905	-29930.763	330884.584965
K7	-122591.569	-29923.614	-590273.209764
K6	-122576.179	-29932.949	-330908.751195
倍面積			300.977428
面積			150.4887140
地積			150.48 m ²

地番 163			
NO	X _n	Y _n	Y _n (X _{n+1} - X _{n-1})
K1	-122587.599	-29951.780	673286.062620
K2	-122602.993	-29942.452	323857.560832
K3	-122598.415	-29934.901	-212178.578288
K4	-122595.905	-29930.763	-535790.588463
K5	-122580.514	-29940.097	-248682.445682
倍面積			492.011019
面積			246.0055095
地積			246.00 m ²

合計 396.4942235

恒久的地物の名称及びその座標値

測点名	名称又は種類	X座標	Y座標
T6	歩道車止めブロック金属鉄	-122618.770	-29933.946
T9	U字溝 金属鉄	-122587.049	-29954.466

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	令和 6年 6月22日

境界標の種類	
⊕	コンクリート杭
□	プラスチック杭
○	木杭
⊗	金属プレート
⊕	金属鉄
△	ペンキマーク
▽	刻み
•	計算点


 公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 〒460-0007 名古屋市中区新栄二丁目2番1号
 電話 (052) 212-7536 FAX (052) 252-7500

担当社員 常滑市場町1丁目31番地
 土地家屋調査士 岩比昌宏
 電話 (0569) 34-5434 FAX (0569) 34-2386

所在
作成

常滑市原松町二丁目162番、163番

令和 6年 9月 10日

図面名称
 確定測量図

縮尺
1/250

地番	162
----	-----

土地所在図
地積測量図

土地の所在	常滑市原松町二丁目
-------	-----------

直角座標法求積表

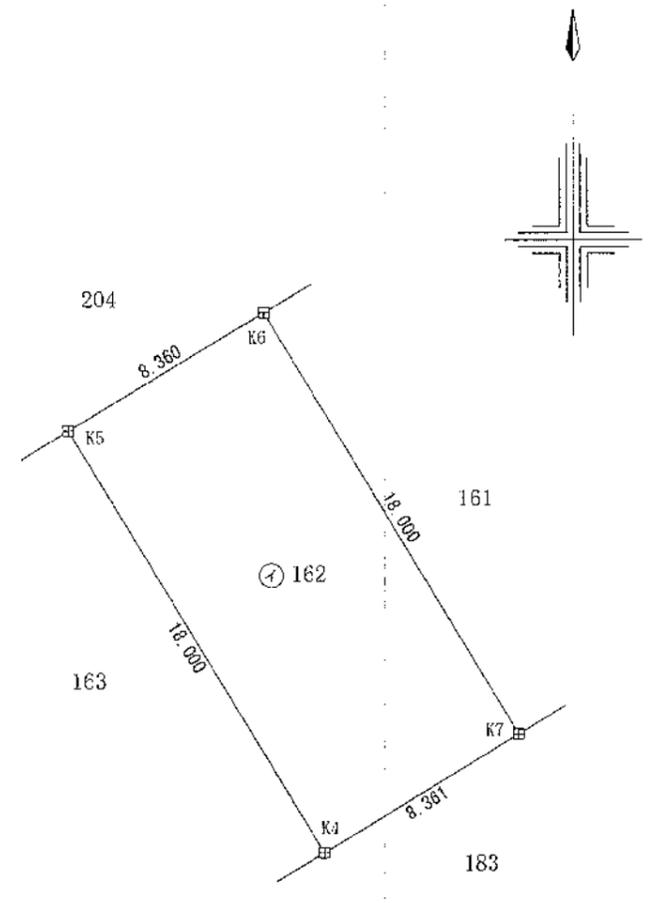
地番 (イ) 162			
NO	X _n	Y _n	Y _n (X _{n+1} - X _{n-1})
K5	-122580.514	-29940.097	590598.353422
K4	-122595.905	-29930.763	330884.584965
K7	-122591.569	-29923.614	-590273.209764
K6	-122576.179	-29932.949	-330908.751195
倍面積			300.977428
面積			150.4887140
地積			150.48 m ²

令和6年7月29日 測量

恒久的地物の名称及びその座標値

測点名	名称又は種類	X座標	Y座標
T9	多角点(金属板)	-122587.049	-29954.466
T9-1	引照点(金属板)	-122604.867	-29945.229

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	Ⅶ
測量の年月日	令和6年6月22日



境界標の種類	
⊕	コンクリート杭
□	プラスチック杭
○	木杭
⊗	金属プレート
⊕	金属板
△	ベンキマーク
▽	刻み
•	計算点

作成者	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 岩田 昌宏 (令和6年9月10日作成)	縮尺	1/250	嘱託者	常滑市長 伊藤 辰矢	縮尺	1/250
-----	--	----	-------	-----	------------	----	-------

土地所在図
地積測量図

地番 163
土地の所在 常滑市原松町二丁目

直角座標法求積表

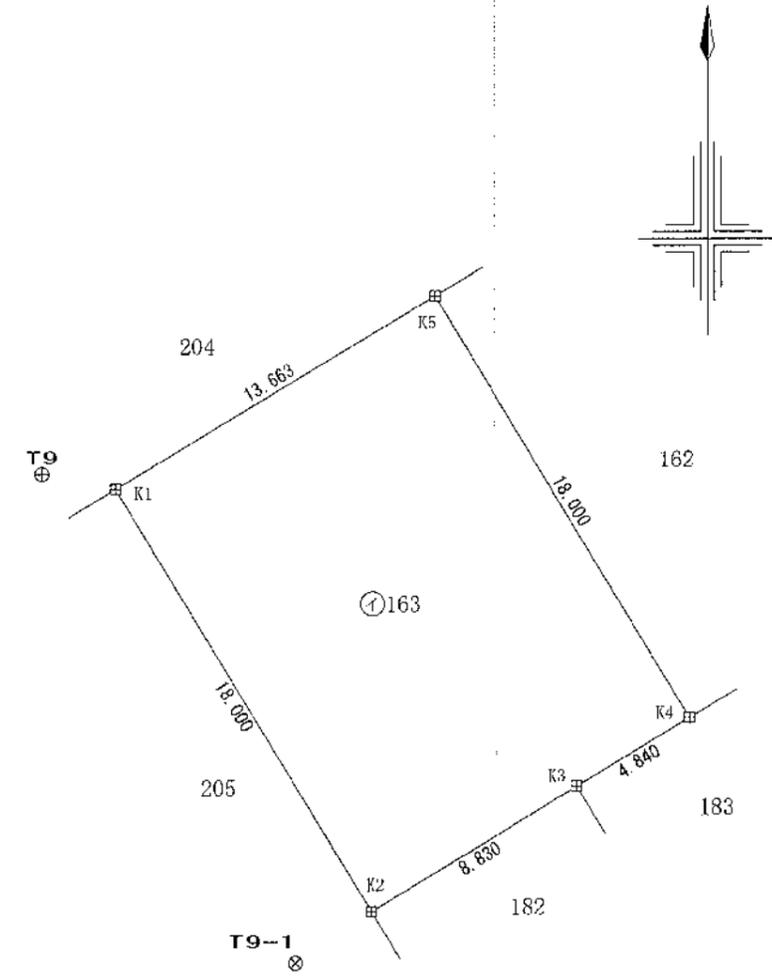
地番 (イ) 163			
NO	X _n	Y _n	Y _n (X _{n+1} - X _{n-1})
K1	-122587.599	-29951.780	673286.062620
K2	-122602.993	-29942.452	323857.560832
K3	-122598.415	-29934.901	-212178.578288
K4	-122595.905	-29930.763	-535790.588463
K5	-122580.514	-29940.097	-248682.445682
		倍面積	492.011019
		面積	246.0055095
		地積	246.00 m ²

令和6年7月29日 測量

恒久的地物の名称及びその座標値

測点名	名称又は種類	X座標	Y座標
T9	多角点 金属板	-122587.049	-29954.466
T9-1	引照点 金属板	-122604.867	-29945.229

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	令和6年6月22日



境界標の種類	
□	コンクリート杭
■	プラスチック杭
○	木杭
⊗	金属プレート
⊕	金属板
△	ペンキマーク
▽	刻み
•	計算点

作成者 公益社団法人 愛知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会
社員 土地家屋調査士 岩田昌宏 (令和6年9月10日作成) 縮尺 1/250
囑託者 常滑市長 伊藤辰矢 縮尺 1/250

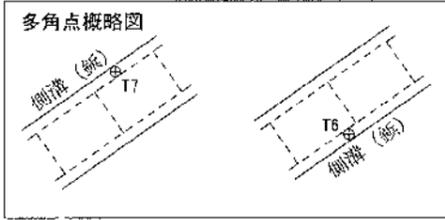
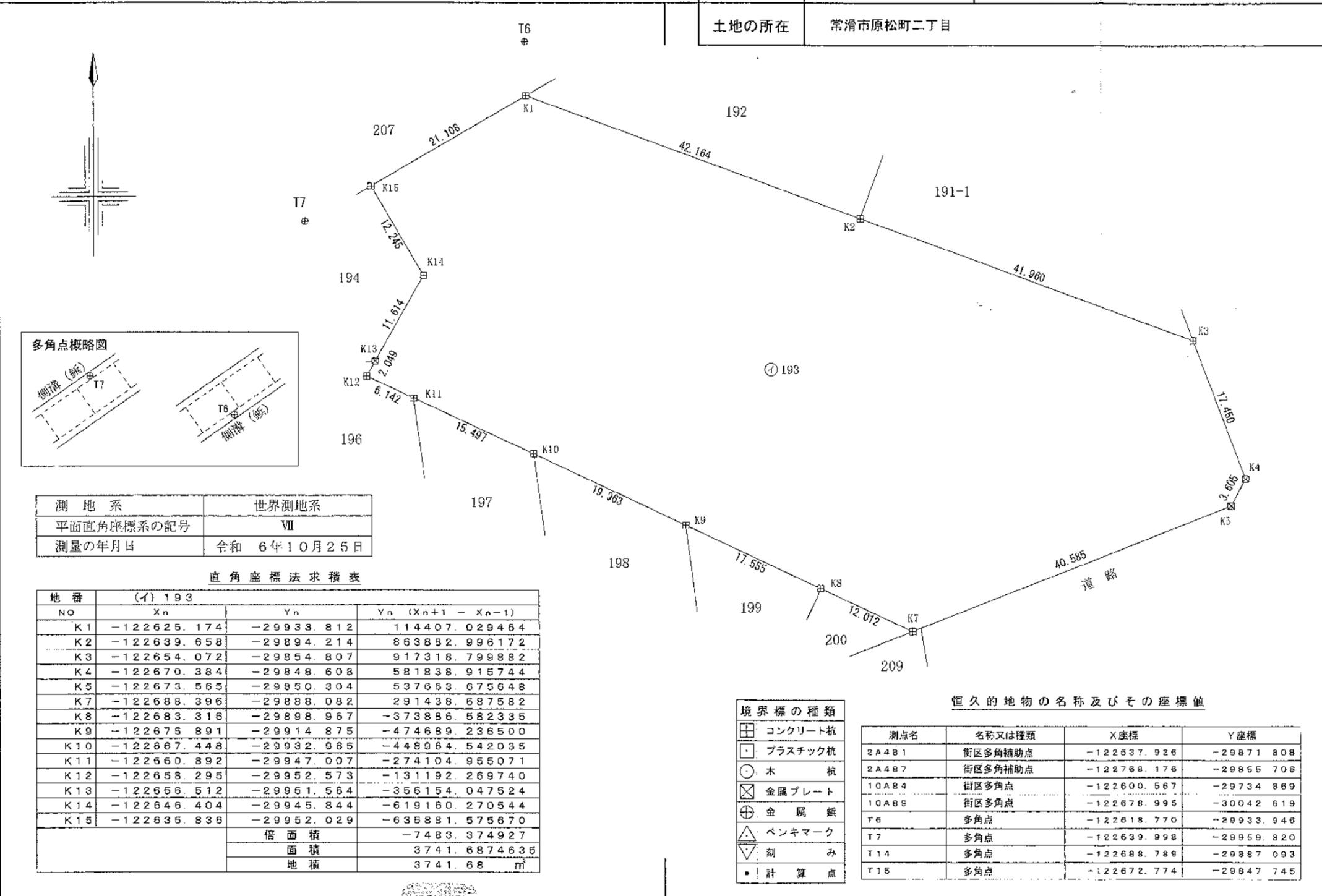
物件番号 7 - 3 原松町 2 丁目 193 番、194 番

- ① 測量図（原松町 2 丁目 193 番、194 番）
- ② 越境部分について（原松町 2 丁目 193 番）

データの取り込み作業等により、縮尺は実際の図面とは異なります。
座標値等をもとにご検討ください。

地番	193
土地の所在	常滑市原松町二丁目

土地所在図
地積測量図



測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	令和 6年10月25日

直角座標法求積表

地番 (イ) 193			
NO	X _n	Y _n	Y _n (X _{n+1} - X _{n-1})
K1	-122625.174	-29933.812	114407.029464
K2	-122639.658	-29894.214	863882.996172
K3	-122654.072	-29854.807	917318.799882
K4	-122670.384	-29848.608	581838.915744
K5	-122673.565	-29850.304	537653.675648
K7	-122688.396	-29888.082	291438.687582
K8	-122683.316	-29898.967	-373886.582335
K9	-122675.891	-29914.875	-474689.236500
K10	-122667.448	-29932.965	-448064.542035
K11	-122660.892	-29947.007	-274104.955071
K12	-122658.295	-29952.573	-131192.269740
K13	-122656.512	-29951.564	-356154.047524
K14	-122646.404	-29945.844	-619160.270544
K15	-122635.836	-29952.029	-635881.575670
倍面積			-7483.374927
面積			3741.6874635
地積			3741.68 m ²

境界標の種類

⊕	コンクリート杭
□	プラスチック杭
○	木杭
⊗	金属プレート
⊕	金属鉄
△	ベンキマーク
▽	刻み
●	計算点

恒久的地物の名称及びその座標値

測点名	名称又は種類	X座標	Y座標
2A481	街区多角補助点	-122537.926	-29871.808
2A487	街区多角補助点	-122768.176	-29855.706
10A84	街区多角点	-122600.567	-29734.869
10A88	街区多角点	-122678.995	-30042.619
T6	多角点	-122618.770	-29933.946
T7	多角点	-122639.998	-29959.820
T14	多角点	-122688.789	-29887.093
T15	多角点	-122672.774	-29847.745

作成者	公益社団法人 愛知県公共嘱托登記士地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 岩田 昌宏 (令和 6年 11月 20日作成)	縮尺	1/500	嘱託者	常滑市長 伊藤 辰矢	縮尺	1/500
-----	--	----	-------	-----	------------	----	-------

地 番 194

土地所在図
地積測量図

土地の所在 常滑市原松町二丁目

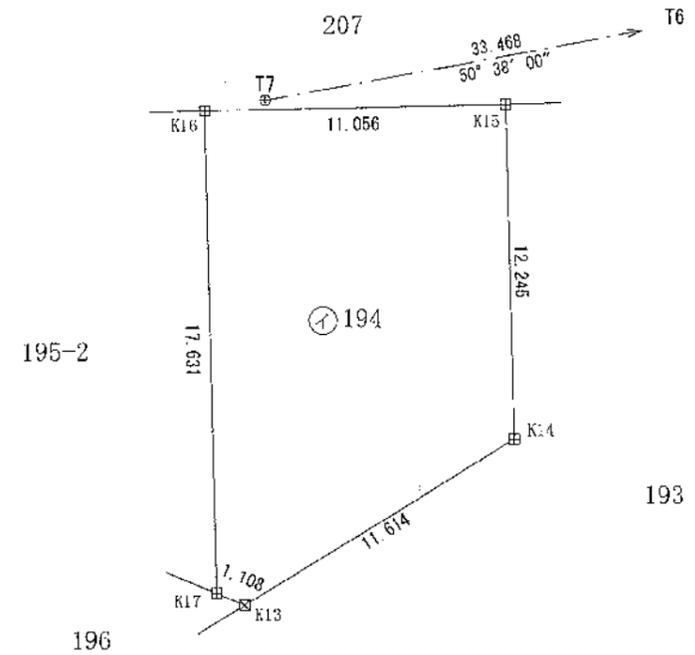
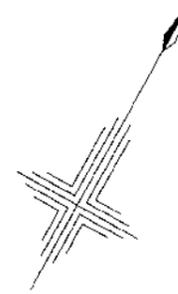
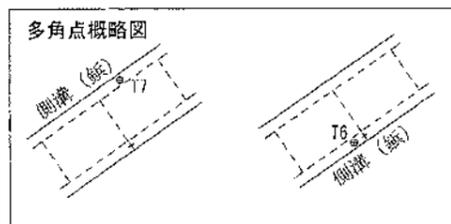
直角座標法求積表

地 番 (イ) 194			
NO	X _n	Y _n	Y _n (X _{n+1} - X _{n-1})
K13	-122656.512	-29951.564	-306494.354412
K14	-122646.404	-29945.844	-619160.270544
K15	-122635.836	-29952.029	-149250.960507
K16	-122641.421	-29961.571	623230.638371
K17	-122656.637	-29952.665	452015.667515
倍面積			340.720423
面積			170.3602115
地積			170.36 m ²

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	令和 6年10月25日

恒久的地物の名称及びその座標値

測点名	名称又は種類	X座標	Y座標
2A481	街区多角補助点	-122537.926	-29871.808
2A487	街区多角補助点	-122768.176	-29856.706
10A84	街区多角点	-122600.567	-29734.869
10A89	街区多角点	-122678.996	-30042.619
T6	多角点	-122618.770	-29833.946
T7	多角点	-122639.998	-29859.820
T14	多角点	-122688.789	-29887.093
T15	多角点	-122672.774	-29847.745



境界標の種類	
□	コンクリート杭
■	プラスチック杭
○	木 杭
⊗	金属プレート
⊕	金属鉄
△	ベンキマーク
▽	刻 み
•	計 算 点

作成者 公益社団法人 愛知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会
社員 土地家屋調査士 岩 田 昌 宏
(令和36年 11 月 15 日作成) 縮尺 1/

嘱託者 常滑市長 伊 藤 辰 矢 縮尺 1/250

